

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、定期監査に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成21年12月18日

幕別町監査委員 柏本和成

幕別町監査委員 助川順一

定期監査報告書（水道事業会計）

第1 監査の概要

1 監査の対象

平成21年4月1日から平成21年9月30日までの水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について監査を行った。

2 監査の期間

平成21年11月12日（木）から平成20年12月15日（火）まで

3 監査の手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、提出された資料並びに提示のあった関係書類及び会計帳簿等に基づいて、照合その他通常実施すべき監査手続を実施した。

また、当事業の管理の状況についても、提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、必要と認めた監査手続を実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、当事業に係る財務に関する事務は、関係法令、会計規程等に準拠して適正に執行されているものと認められた。また、当事業の管理の状況についても、適正に執行されているものと認められた。

なお、監査の結果と所見については下記のとおりである。

記

1 収入未済金対策について

本年度上半期の営業収益は252,597千円（前年同期244,642千円）、営業費用は116,743千円（前年同期129,774千円）となっており、経常収益は増加傾向にあるが、依然として厳しい経営状況となっている。

現年度分の収納率は66.13%で前年同期比1.83ポイント上昇している。このことは、幕別町水道事業給水停止要綱に基づく収入未済金対策を講じるなど収納率向上に努力されていることと評価をしたい。

今後とも経営の健全性維持並びに公平負担の観点から、現年度分の収納率向上はもとより、滯納繰越分などの収入未済金回収に力を注がれたい。なお、昨年6月において水道料金の値上げをしたが、依然厳しい経営が続くものと思われる所以、経営の健全化にさらなる努力をされたい。